

令和2年5月28日
健康こども部子育て支援課

報道関係者 各位

「木更津市ひとり親家庭等応援臨時特別給付金」について

木更津市では、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、経済的な影響を受けているひとり親家庭等の生活を支援するため、児童扶養手当受給者に対し、独自に「木更津市ひとり親家庭等応援臨時特別給付金給付事業」を実施します。

1. 支給対象者

令和2年4月分の児童扶養手当受給者

※支給対象者へは5月29日（金）に案内送付予定

2. 支給額

児童扶養手当で支給対象となっている児童の数に応じた額を支給します。

・令和2年4月分児童扶養手当の対象児童の数

(1) 1人の場合 50,000円

(2) 2人の場合 80,000円

(3) 3人の場合 100,000円

(4) 4人以上の場合 児童一人あたり10,000円を加算します。

3. 支給方法 児童扶養手当の口座への振り込み

4. 振込日 令和2年6月25日から順次振り込み

5. その他 本給付金の申請は不要

※本給付金の受給を辞退する方は6月12日（金）までに子育て支援課へ連絡が必要です。

問い合わせ先

健康こども部子育て支援課 丸

TEL 0438-23-7243